

移住定住奨励券取り扱い加盟店要項

1. 加盟店の範囲

本事業の取り扱い加盟店として登録できる者は、瑞浪市内において事業を営むもので市税の滞納がなく、風俗営業などの規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業を行っていないもの。

(1) 店舗面積1,000㎡以上を超える店舗については大型店扱いとする。

2. 参加申込み方法等

加盟店としての登録を行おうとする者は、別紙登録申込書兼誓約書に必要事項を記入のうえ、瑞浪商工会議所（以下「商工会議所」という。）に申し込む。

(1) 申込み場所は商工会議所内に設ける。

(2) 申込み期間は平成29年4月3日（月）から平成29年5月31日（水）まで
午前9時から午後5時までとする。（但し、土・日・祝日を除く）

3. 登録

(1) 商工会議所は、2により申し込みのあった事業者が登録資格を有することを確認し、当該事業者に加盟店を証明する登録証及びステッカーなどの必要書類を交付する。

(2) 商工会議所は、加盟店一覧表等を作成し、奨励金の交付対象者に対して、本事業の周知を図る。但し、申し込み期間を過ぎてからの加盟店の登録は出来ないものとする。（翌年度の登録は可）

(3) 本事業の実施期間は、平成29年度～平成37年度までとし、加盟店より毎年3月末日までに解約の申し出の無い限り、自動更新とする。ただし、事業の実施期間中に事業所が市外へ移転又は廃業した場合は、加盟店の登録を取り消すものとする。（事業所を市外へ移転又は廃業された場合は商工会議所まで連絡をすること）

4. 発行

(1) 移住定住奨励券（以下「奨励券」という。）の発行総額は、3,414万円とする。

※ただし、奨励金の申請件数により変動有り。

(2) 奨励券は、1枚500円券とし、20枚綴10,000円分を1セットとする。

①500円券×14枚=7,000円（一般商店等専用券）

※大型店等では、利用不可。但し、大型店等以外の加盟店では利用可。

②500円券×6枚=3,000円（大型店等・一般商店等共通券）

※すべての加盟店で利用可。

5. 有効期間

奨励券の有効期間は、平成29年7月1日（土）から平成29年12月31日（日）までとする。

※この有効期間を経過した奨励券は無効とする。

6. 取り扱い

加盟店は奨励券を持参した者に対し、平成29年12月31日（日）までに限り、奨励券の額面金額に応じ現金同様の取扱いを行い、券面記載額相当の物品の販売または役務の提供を行う。

7. 指定金融機関

指定する金融機関は、次の通りとする。

(1) 指定金融機関

大垣共立銀行瑞浪支店、十六銀行瑞浪支店、陶都信用農業協同組合（土岐支店・瑞浪支店・上野町支店）、東濃信用金庫瑞浪支店

8. 対象商品等

奨励券は、加盟店のすべての商品及びサービス等について使用できるものとする。
ただし、次に該当するものは対象外とする。

行政が直接運営する施設の使用料や電気・LPガス・水道・公共サービス料金・NHK受信料・切手印紙や各種金券・商品券・ビール券・図書券・文具券・プリペイドカード・公営ギャブル・宝くじ株券・地金・たばこ等。

9. 換金手続き

奨励券を取得した加盟店は、加盟店登録証を持参のうえ、使用済みであることを明示するため、奨励券の裏面の指定欄に店名を記載(手書き又はゴム印)し、また、奨励券口座振替依頼書に必要事項を記入して、会議所が指定した金融機関に換金を申し出るものとする。

- (1) 換金の有効申し出期限は、平成30年1月26日(金)までとし、この有効期間を経過した奨励券は、換金しない。
- (2) 加盟店の登録した口座に翌々営業日中に振替されるものとする。
但し、大型店については、使用済み奨励券を商工会議所へ月曜日・火曜日・水曜日に持込み(祝日は除く)、登録した口座に翌週の火曜日(祝日の場合は翌日)に振替するものとする。
※窓口での直接現金化はされないものとする。
- (3) 指定金融機関に預金口座がない加盟店は、新規に口座を開設しなければ換金を受けることはできない。

10. つり銭など

奨励券の受領に際して、つり銭は支払わないものとする。また、奨励券により購入された商品等の返品は、受け付けられないものとする。

11. 責務・返還請求等

加盟店は、次の責務を負うものとし、故意に違反した場合にはその損害を会議所に対し負うものとする。違反した場合、商工会議所は相当額の返還請求をし、定められた処置をとるものとする。

- (1) 奨励券を再販又は再利用しないこと。
- (2) 奨励券を担保に供し、又は質入れしないこと。
- (3) その他、奨励券事業の目的に相反する行為を行わないこと。

12. 遵守事項

加盟店は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 加盟店であることが消費者にわかるよう、見やすい場所に商工会議所が交付するステッカーの掲示を行うこと。
- (2) 偽造されたものとわかる券、あるいは大量に持ち込まれる等不正に使用されていることが明らかな商品券の受け取りを拒否すること。なお、その際、その事実を会議所に知らせること。

13. 登録の取り消し

加盟店が本要項に違反する行為を行った場合、商工会議所は当該加盟店の登録を取り消すことができるものとし、悪質な場合は、当該加盟店に対し損害賠償を請求できるものとする。